㈡　不安定な雇用状態にある青少年の正社員登用等
意欲や能力を有する青少年に安定した雇用機会を提供するため、期間を定めて雇用されていること等により不安定な雇用状態にある青少年が希望した場合に、正社員への登用が与えられるような仕組みを検討すること。
㈢　労働法制に関する基礎知識の付与
青少年の労働法制に対する理解促進は、事業主にとっても職場環境の改善やトラブルの防止等に資するものであることを踏まえ、新入社員研修の機会等を捉え、労働法制の基礎的な内容の周知を図ることが望ましいこと。
二　職業能力の開発及び向上に係る措置
事業主は、青少年の職場への定着を図り、その有する能力を有効に発揮することができるようにする観点から、職業能力の開発及び向上に関する措置を講ずることが重要であることに鑑み、次に掲げる措置を講ずるよう努めること。
㈠　ＯＪＴ（業務の遂行の過程内において行う職業訓練）及びＯＦＦ－ＪＴ（業務の遂行の過程外において行う職業訓練）を計画的に実施すること。
㈡　青少年の希望等に応じ、青少年が自ら職業能力の開発及び向上に関する目標を定めるために、業務の遂行に必要な技能及びこれに関する知識の内容及び程度、企業内におけるキャリアパス等についての必要な情報の提供、職業生活設計及び職業訓練の受講等を容易にするための相談機会の確保その他の援助を行うこと。また、青少年が実務の経験を通じて自ら職業能力の開発及び向上を図ることができるようにするために、配置その他の雇用管理について配慮すること。
㈢　青少年の自発的な職業能力の開発及び向上を促進するため、必要に応じて、有給教育訓練休暇、長期教育訓練休暇その他の休暇の付与、始業及び終業時刻の変更、勤務時間の短縮の措置等の必要な援助を行うこと。
第四　無料船員職業紹介事業者等が青少年の雇用機会の確保及び職場への定着促進のために講ずべき措置
青少年の就職支援並びに職業能力の開発及び向上に携わる主な関係者として、無料船員職業紹介事業者等は、青少年が安定的な就業機会を得て、職場定着及びキャリアアップを実現できるよう、次に掲げる措置を講ずるように努めるとともに、第二の一㈠に掲げる事項が適切に履行されるよう、必要な措置を講ずること。
一　青少年の主体的な職業選択・キャリア形成の促進
無料船員職業紹介事業者、募集に関する情報を提供することを業として行う者（三において「募集情報提供事業者」という。）は、青少年自身が主体的に職業選択やキャリア形成を行えるよう、青少年の希望等を踏まえながら、個々の状況に応じた支援を行うことが望ましいこと。
二　中途退学者及び未就職卒業者への対応
学校等を中途退学した者（以下この二において「中途退学者」という。）や、卒業時までに就職先が決まらなかった者（以下この二において「未就職卒業者」という。）については、個々の事情に配慮しつつ希望に応じた就職支援が必要である。
このため、中途退学者について、無料船員職業紹介事業者は、学校等及び地方運輸局と協力しつつ相互に連携し、中途退学者の個々の状況に応じた自立支援を行うとともに、自らの支援内容が中途退学者に効果的に提供されるようにすること。また、未就職卒業者について、無料船員職業紹介事業者は、学校等及び地方運輸局と協力し、個別支援や面接会の開催など、卒業直後の支援を充実させること。
三　募集情報提供事業者による就職支援サイトの運営
事業主が募集情報提供事業者の就職支援サイトを活用して募集活動を行う場合において、募集情報提供事業者は、当該募集に関する情報を提供するに当たって、次に掲げる事項に留意すること。
㈠　青少年が、適切に職業選択を行うことができるよう、就職支援サイトで提供する情報はわかりやすいものとすること、提供する情報の量を適正なものとすること、青少年の主体性を尊重したサービスの提供を行うこと等について配慮すること。
㈡　就職支援サイトを利用するに当たっての相談又は苦情について、利用者の視点に配慮し、適切に対応すること。
㈢　学生、生徒等を対象とした事業を行うときは、学業への影響を考慮した適正な事業運営を行うこと。
四　職業能力の開発及び向上に係る措置
船員教育訓練機関は、青少年の個性に応じ、かつ、その適性を生かすよう、効果的に船員教育訓練を実施すること。
五　青少年の希望及び状況に応じた関係機関の紹介
無料船員職業紹介事業者及び船員教育訓練機関は、青少年の希望及び状況に応じて、支援対象の青少年を適切な機関に紹介するなど、適宜連携しながら切れ目なく必要な支援が受けられるように配慮すること。
六　その他の各関係者が講ずべき措置
一から五までに定めるもののほか、他の法令、指針等に基づく措置にも留意しながら、全ての関係者は、青少年の希望及び状況に応じ、その雇用機会の確保及び職場定着の促進のために必要な支援を適切に行うこと。

○東北地方整備局告示第百五十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十七年十月一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十七年十月一日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　四十五号
㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
宮城県本吉郡南三陸町志津川字大久保二七番から同町志津川字新井田五〇番四まで	前 A	一〇・八〇～一〇・五〇メートル	一・九〇五キロメートル	上記A・B・C・D及びEは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前 B	一〇・五〇～一三・五〇メートル	〇・六四四キロメートル	
	前 C	一三・五〇～一六・四〇メートル	〇・五六四キロメートル	
	前 D	一六・四〇～一〇・〇メートル	一・七三七キロメートル	
	前 E	一〇・〇～七〇・七〇メートル	二・四二五キロメートル	
	後 A	一〇・八〇～一三・五〇メートル	一・九〇五キロメートル	
	後 B	一〇・五〇～一〇・〇メートル	〇・六四四キロメートル	
	後 C	一〇・〇～一三・五〇メートル	〇・五六四キロメートル	
	後 D	一三・五〇～一六・四〇メートル	一・七三七キロメートル	
	後 E	一六・四〇～七〇・七〇メートル	二・四二五キロメートル	

㈣　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百五十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十七年十月一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十七年十月一日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	宮城県本吉郡南三陸町志津川字五日町三一番から同町志津川字天王山九〇番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年十月一日